

平成24年第13回弘前市教育委員会会議録

日時 平成24年10月17日（水）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 議案の審議

議案第35号 弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第36号 弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について

議案第37号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員の委嘱について

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、
5番 佐藤 紘昭 委員

◇欠席委員

4番 前田 幸子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育総務課長 三上 哲也、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課主幹兼文化財保護係長 小嶋 修造、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 補佐 玉田 彰、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長

土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総括主幹 多田 健司、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成24年第13回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は4名で定足数に達しているため、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番今由香委員と3番土居真理委員を指名します。会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は議案3件です。

・議案第35号について

○委員長（山科 實委員） 議案第35号弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について審議します。

○教育総務課長（三上哲也） 議案第35号弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案は、職員の任命その他の人事に係る教育長の専決事項について県費負担教職員以外の職員及び県費負担教職員の取り扱いの均衡を図るほか、教育長が専決することができる事務の一部を県費負担教職員に専決させ、または代決させることができるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

規則改正の内容について御説明いたします。資料としてお配りいたしております新旧対照表をごらんください。第3条第1項の規定は、教育委員会が所管する事務のうち、教育長に委任しない事務の一部を教育長に委任させる、すなわち教育委員会の会議に議案として付議せず教育長の決裁により処理させる旨を定めたものであります。現行の規定では、県費負担教職員の人事に関して、第3号で懲戒及び校長の任免のうち、任免の内申以外の事務を教育長の専決事項としているのに対し、県費負担教職員以外の職員（以下「市費職員」といいますが）、市費職員の人事に関しては、第1号で課長補佐級までの職員の任命に関する事務を、第2号で心身の故障による休職に関する事務を、それぞれ教育長の専決事項とし

で定めるにとどまっております、県費負担教職員と市費職員の人事に関する事務の取り扱いが異なっておりました。

このため、例えば、懲戒処分に至らない、文書訓告や口頭注意相当の事案について、県費負担教職員に関しては教育長の専決で処理しているのに対して、市費職員に関しましては教育委員会の会議で議案として審査に付す必要があり、不均衡が生じておりました。

さらに、市費職員に関しましては、教育長が専決で処理できる事務が、本規則の規定上は課長補佐級までの職員の任命に関する事務と、心身の故障による休職に関する事務に限られており、それ以外の事務、例えば市費職員のサービスの監督、勤務成績の評定などの事務に関しては条文として規定されておらず、県費負担教職員に関する規定を類推して適用し、教育長が専決で処理しておりました。

こうしたことから、市費職員の人事に関する規定を、県費負担教職員に係る規定に合わせて整理し、職員の人事に関する事務の取扱いを統一しようとするものであります。

なお、第3条第3項は、教育長が専決できる事務の一部をさらに職員に専決させ、または代決させることができるという規定ですが、現行の規定では、第3条第1項第2号の「職員」には県費負担教職員を含まないこととされ、第3項の「職員」も同様に県費負担教職員を含まないこととされており、県費負担教職員の人事に関する事務については、本規則の規定上、校長は専決の権限を与えられておりませんでした。しかし、例えば弘前市立小・中学校管理規則においては、教職員の休暇の届出等に関しては一部を除き校長に対して行うこととされているなど、実際には県費負担教職員である校長が専決で処理している事務があり、規則間で取り扱いが異なっておりました。

今回、現行の第3条第1項第2号の改正により、「第3項において同じ。」旨の規定が削除され、第3項に規定する「職員」に県費負担教職員も含まれることとなるため、規則間の取り扱いの相違は解消されることとなります。

以上であります。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 2番（今 由香委員） 均衡を図るという意味では大変いいのですけれども、この文書も一生懸命読んでまいりましたし、説明もよりわかりやすい感じはしましたけれども、いま一度もう少しわかりやすくお話しただけであればいいと思うのですが、お願いします。
- 教育総務課長（三上哲也） 措置ということで、ここにも何回かお諮りしたこともあると思うのですが、県費負担の教職員に関しましては校長を除きまして、教育長の専決で嚴重注意等を行ってきておりますが、市の職員に関しましては、一つ一つ主事級も教育委員会会議に付して嚴重注意、訓告処分などかなりアン balan

すな状況になっていますので、それをまず解消しようと、県費負担教職員と同じように市の職員に関しても教育長の専決処分と合わせたいというところが一つです。それから、もう一つは、市の小・中学校管理規則の中では、休暇等は校長が専決できるとされているのですが、事務委任に関する規則では委任されていないことになっているのです。ですから、実際は、小・中学校の管理規則に基づいてやっているのですが、こちらの規則だとできると読めないものですから、現状に合わせて、校長が職員の休暇等はできますと改めるための今の教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正したいという内容の二つを盛り込んでおります。

- 1番（山科 實委員） そうすると、後者のほうは、今までは行われてきたけれども書類上の整合性がなかったのをそれをつけたいということなのですか。
- 教育総務課長（三上哲也） 書類上というよりも、規則上、アンバランスになっていたものからです。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第35号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第35号は原案どおり可決されました。

・議案第36号について

- 委員長（山科 實委員） 議案第36号弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について審議します。
- 保健体育課長（柴田幸博） 議案第36号弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市スポーツ推進審議会の委員の任期満了に伴いまして、弘前市スポーツ推進審議会に関する条例第3条第2項の規定により、新たに委員を任命しようとするものであります。

定数及び任期についてでございますが、審議会は委員10名以内で組織します。これは、弘前市スポーツ推進審議会に関する条例第3条第1項に規定されております。第2項で委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が任命するということです。第1号としてスポーツに関する学識経験のある者、第2号として関係行政機関の職員、第3号としてその他教育委員会が必要と認める者ということです。さらに、第4条第2項では、委員の任期は2年、委員は再任されることができるとされております。次に、委員の職務でございますが、教育委員会の諮問に応じ、

スポーツ推進に関する重要事項、例えば恒常的に行われているものとしては、スポーツ賞の審査を行っております。また、教育委員会の体育、スポーツに関するプラン等についてを調査、審議していただいているところでございます。重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議するというところでございます。

それでは、新たに任命する方々でございます。

池田美美子氏、弘前市スポーツ推進委員会委員でございます。2号委員ということで、再任でございます。

佐藤秀樹氏、東奥日報社弘前支社長、1号委員でございます、再任でございます。

工藤朝臣氏、弘前市スポーツ少年団副本部長、1号委員でございます、再任でございます。

橘久美子氏、NPO法人リベロ津軽スポーツクラブ所属でございます、学識経験者として1号委員、この方は新任でございます。

千葉慮康氏、弘前地区中学校体育連盟会長、これは関係団体ということで2号委員でございます、再任です。

廣谷滋氏、弘前市小学校体育研究会会長、同じく2号委員で、再任でございます。

成田幸男氏、陸奥新報社営業局長、学識経験者ということで1号委員、再任であります。

水木厚美氏、公益財団法人弘前市体育協会副会長、2号委員、再任でございます。

山崎史仁氏、この方は会社員でございます、今回、新たに公募委員ということで応募された方でございます。公募委員については、2名を募集しましたところ、次に御説明する方と2名申し込みがございました。山崎氏は乗馬、馬術等について国体等に参加された方で、スポーツ全般に関心を持たれているということで、適任であるとして今回委員として委嘱したいと考えております。

本間操氏、弘前歩こう会会長、この方も公募委員の方でございます。この方も、弘前歩こう会、これまで育ててきた実績があるということで、レクリエーションスポーツのほうに精通しているものでございます。

任期でございますが、平成24年11月1日から平成26年10月31日まででございます。今までは8名、委員として委嘱しておりましたが、今回は10名を委嘱するものでもあります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありますか。

○1番（山科 實委員） 最後の公募と説明があったお2人の方に関しては、委員の資格としては3号になるのですか。

- 保健体育課長（柴田幸博） 3号委員ということです。
- 1番（山科 實委員） 今後も、公募の枠は2名と決めて、継続して公募、この方たちが再任される、されないは別にして、公募枠としてはずっと2名を確保していく予定なのですか。
- 保健体育課長（柴田幸博） そのとおりでございます。それと、今回、女性委員を2人、橘さんが加わっておりますが、女性委員もこれまで1名だったのですが、2名にするということで、女性委員は2名、公募枠は2人ということでございます。
- 5番（佐藤紘昭委員） 担当課の感想でいいのですけれども、スポーツ推進審議会委員、会議の出席回数はいいと思うのですけれども、スポーツ賞やスポーツに関するプランに関する意見、提言していただいているということですのでけれども、実態としては、委員の方々は活発に活動されているのですか、会議等での発言については。
- 保健体育課長（柴田幸博） 会議等では、活発な意見があります。特に、スポーツ賞の関係では、いろいろ御提言もありまして、昨年度のスポーツ賞については多く反映されて、受賞者がふえているというようなこともございました。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第36号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第36号は原案どおり可決されました。

・議案第37号について

- 委員長（山科 實委員） 議案第37号弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員の委嘱について審議します。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） 議案第37号について御説明いたします。

弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員の委嘱について、下記の者を弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員として委嘱するものでありまして、提案理由としましては、弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員の任期満了に伴い、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条第3項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議委員の定数及び任期につきましては、委員の定数は15人以内とする。審議会に必要があるときは、臨時に委員を置くこ

とができる。委員の任期は2年とする。委員は再任されることができる。弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会の職務であります。市長及び教育委員会の諮問に応じ、弘前市伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

初めに、関係地域を代表する方々ということで、布川二三夫氏につきましては、伝統的建造物群保存会長であります。

小林敬子氏は、伝統的建造物群保存会会計の職にあります。

戸田トシ氏につきましては、保存会評議員となっております。

岡部隆章氏につきましては、保存地区を構成する中部仲町町会長であります。

諏訪繁春氏につきましては、西部仲町町会長であります。

この次からは、学識経験者であります。福井敏隆氏は、弘前市文化財審議委員長であります。

岡田俊治氏は、文化財審議委員副委員長であります。

山田巖子氏は、審議委員として民俗文化財の関係となっております。

以上につきましては、再任でございます。

次からは、行政職員として山形恵昭企画部長、高木伸剛観光局長、佐々木衛建設部長、澤頭潤都市整備部長であります。12名のうち9名の委員が再任ということで、委嘱期間につきましては、平成24年11月1日から平成26年10月31日までの2年間を予定しております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

○2番（今 由香委員） 新たに関係行政機関の職員の方が3名入っておられますけれども、どのような計画があるのか、どんな意図があるのか教えていただけますでしょうか。

○文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） 保存地区につきましては、関係が観光部門とも関係がある部局ということで、委員につきましては交代しておりますけれども、観光局につきましては引き続き継続となっております。同じように、建設部長につきましては、保存地区については建物が存在するところですので、それを管理する建築住宅部門が含まれて建設部長が入っております。都市整備部長につきましては、伝統的建造物群保存地区は県の都市計画決定されておりますので、その関係部門ということで当初から入っております。

○1番（山科 實委員） これは、新たにこの人たちに加わってもらったというよりも、この役職で加わった方々が代わったということですね。

他の審議会よりも人数が多いことと、さらに必要があるときは臨時に置くことができると思いますが、今までに実際に12人の方々に不足気味とか、さらに臨時

- の方をお願いしたということはあるのですか。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） 今までのところはございません。特別な案件というのはまだありません。
- 1番（山科 實委員） そうすると、15人以内としているものの、当面はこの12名で推移すると考えていいのですか。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） はい。
- 1番（山科 實委員） 先ほどの教育長の質問と同じなのですが、審議は活発にされているものなのですか。具体的にどういう内容を話されているのですか。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） 具体的に言いますと、前回、平成21年に開かれた審議会の中では、現在、地区には武家住宅として3棟、市で公開している建物に1棟加える形で武家住宅を復元しておりますが、その活用方法について活発な議論がいただけたのと、あの地区の中ではもともとアップルツリーという店舗についての活発な意見はございました。
- 1番（山科 實委員） そういうことが起きたときにまとめて話し合う形なので、3年に1回の審議でいいということになるのですね。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） それにつきましては、事務局として課題はありますけれども、それを上程する具体的な形に上げていければ回数をもっと多く審議できると思います。
- 1番（山科 實委員） 今のところ、何かあって必要に応じて審議会が開かれるということで、定期的にとということではないということですか。できれば定期的にとという考えは持っているのですか。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） はい。
- 5番（佐藤紘昭委員） これは、市長とか教育委員会の諮問に応じてだから、諮問事項がなければですよね、今後の見通しでもいいのですけれども、今後、諮問しなければならないようなことについて考えはあるのでしょうか。
- 文化財保護課主幹兼文化財保護係長（小嶋修造） これは、長い懸案なのですけれども、当保存地区につきましては、保存計画というのがございまして、その組み直しを言われておりますけれども、このことについては諮ってまいりたいと思います。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第37号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第37号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成24年第13回教育委員会会議を閉会いたします。

午後 1 時30分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 今 由 香

署名者 土 居 真 理